『続日本紀』の薨卒記事

口 武 司

野

ていることを慮り、暫し入京をしなかった。 此度大発している疫瘡に罹り、卒去したと観られるが、 らの一行が新羅から本邦へ帰還した。併し乍ら、其の途次、遣新羅大使の從五位下阿倍朝臣繼麻呂は、 天平九年正月二十七日に、遣新羅使の大判官で從六位上の壬生使主宇太麻呂と、少判官で正七位上の大藏忌寸麻呂 同副使の從六位下大伴宿禰三中は、 自らが此の病痾に感染 津島停泊中に

事後、三月二十八日に臻り、入京の遅れていた遣新羅使の副使で、 正六位上の大伴宿禰三中ら四十人が一同揃って

天皇に拝謁した。

事例の年次、 魔に曝されて生命を絶たれた数多の人士らの中、『續日本紀』に依って具有名の知られる者を順次取り上げて、 爾後、 此の天平九年の春期より夏期を経て秋期に到って猶も、 月日、 官職、 官位、 姓名、 家系・出自、 時迹・閲歴・様子・状況等々を併載摘記しておこう。 其の病患は、 猖獗の度合を益々高め深めていた。 其の各 病

(1)四月十七日 參議民部卿正三位藤原朝臣房前薨。 送以,,大臣葬儀,。 其家固辭不」受。 房前贈太政大臣正

一位不比

等之第二子也。

散位從四位下大宅朝臣大國卒。

(2)六月十日

(3)六月十一日 大宰大貳從四位下小野朝臣老卒。

(4)六月十八日 散位正四位下長田王卒。

七月五 H 散位從四位下大野王卒。

(6)

(5) 六月廿三日

中納言正三位多治比眞人縣守薨。

左大臣正二位嶋之子也。

(7)七月十三日 參議兵部卿從三位藤原朝臣麻呂薨。 贈太政大臣不比等之第四子也。

散位從四位下百濟王郎虞卒

(8)七月十七日

勑遣_一左大辨從三位橘宿禰諸兄。

(9)七月廿五日

臣 即日薨。 遣,,從四位下中臣朝臣名代等,監,,護喪事,。所,須官給。武智麻呂贈太政大臣不比等之

右大辨正四位下紀朝臣男人,。就,,右大臣第,。授,,正一位,拜,,左大

(10) 八 月 H 中宮大夫兼右兵衛率正四位下橘宿禰佐爲卒。

第一子也。

(12)八月二十日 (11) 八月五 日 三品水主内親王薨。天智天皇之皇女也 參議式部卿兼大宰帥正三位藤原朝臣宇合薨。 贈太政大臣不比等之第三子也。

天平十年

(13) 六月一日

(14)十月三十日

天平十一年

武藏守從四位下粟田朝臣人上卒。

大宰大貳正四位下紀朝臣男人卒。

(16)十月五 (15)四月七日

中納言從三位多治比眞人廣成薨。

左大臣正二位嶋之第五子也。

從四位下小野朝臣牛養卒。

日

天平十四年

(17)三月二十八日

三品長谷部内親王薨。

天武天皇之皇女也

天平十三年

(18)十月十四日 參議左京大夫從四位下縣犬養宿禰石次卒。

(19) 十一月二日 參議從三位大野朝臣東人薨。 飛鳥朝廷糺職大夫直廣肆果安之子也。

天平十七年

(23)四月二十八日 (22)四月二十三日 (20)十二月十九日 正四位下大原眞人高安卒。

(21) 四月七日 散位從四位下三室王卒。

大藏卿從四位上大原眞人門部卒。

散位正四位下春日王卒。

3

(24)七月二十三日 典侍從四位上大宅朝臣諸姉卒。

(25)八月二十七日 正三位山形女王薨。 淨廣壹高市皇子之女也

知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王薨。

高市皇子之子也。

(27) 九月十九日

(26) 九月四日

散位從四位下中臣朝臣名代卒。

天平十八年

(28)正月二十七日 正三位牟漏女王薨。 贈從二位栗隈王之孫。 從四位下美努王之女也。

天平十八年六月十八日 僧玄昉示寂条

僧玄昉死。玄昉俗姓阿刀氏。 榮寵日盛。 眞人廣成 還歸。 稍乖,,沙門之行,。時人惡¸之。至¸是死,,於徙所,。世相傳云。爲,,藤原廣嗣靈 賣 經論五千餘卷及諸佛像 靈龜二年入唐學問。 來。 皇朝亦施 唐天子尊、昉。 ||紫袈裟|着」之。尊爲||僧正|。 准,,三品,令、着,,紫袈裟,。天平七年隨, |所`害。 安一置内道場」。自」是之後、 大使多治比

天平十九年

(29)三月十一日 從四位下石川朝臣加美卒。

(30) 六月四日 長門國守從四位下秦忌寸嶋麻呂卒。

③六月四日 正三位藤原夫人薨。贈太政大臣武智麻呂之女也

天平 九 年 から同二十年までの十一年間に登載されてい いるのは、 合計三十一名であり、 その内訳は次の通りである。

皇族・・・・・・・・・(4) (6) (12) (17) (21) (25) (28)の九名

藤原朝臣氏・・・・・・(1) (7) (9) (1) (3)の五名

他余諸氏 (2)(3)(5)(8)(10)(13)(14)(15)(16)(18)(19)(20)(22)(24)(27) (29) (30)の一七名

この合計三十一名につき、

⑦それら薨卒去の

旦夕に

迫った本人や、 その家族に対して諸種の要望や注文を聴取したことについ ての記載 は 例

ある。

①家系出自が記載されている事例は、 八名が男性、 (12) (17) (25)(28)31の五名が女性である。 (1) (5) (7) (9) (11)(12)この女性五名を除く男性八名のうち、 (17)(19)(25)(26) (28)(31) の十三名おり、 ⑦輩行記載のある者 (傍○印付加者) (1) (5) (7) (9) (11) (19)は (26)

- (1)(7) (9) 0 五名、 それのない者は、 (5) (19)26の三名である。 この輩行記載のある五名の姓名についてみると、
- の多治比眞人廣成の外は、 すべて藤原朝臣氏 $\widehat{(1)}$ 0 、房前、 (7)の麻呂、 (9) の武智麻呂、 (1)の字合)に限られてい

輩 行記載の な 13 0 は 上記 (15) 多治比眞 八人廣 成 0 外 (5) の多治比眞 人縣守、 (19) O 大野朝臣東人、 26の鈴鹿王の三

名を加えた四名がすべてである。

次は、天平十八年六月十八日に示寂した僧玄昉について触れよう。

った。 の年、 ゆる藤原廣嗣の乱の発端である。 った。これは後出の道鏡もまた、ここを足場として次第にその勢力を伸張していったことを想起せしめよう。 天平十二年(七四○)に藤原朝臣廣嗣が時政の失として、玄昉と下道朝臣眞備を排除せんことを上表したのが、 玄昉の時に創設された内道場は、 彼が宮子皇太夫人を看病して宿疾を快癒せしめてから栄寵日に盛んとなり、これにより世人の憎悪する所とな 玄昉は天平九年(七三七)八月二十六日に、 政治の中心である朝廷の中へ宗教者が接近し、政治に容喙しやすい地盤 僧正に直任せられ、 内道場に仕えた。 c J わ

査検討してみると、 り勃発した、 ところで、このように宗教者が政治に容喙し易い地盤を作成した張本人の玄昉をば指弾排斥する上表文の提示によ いわゆる藤原朝臣廣嗣の反乱について、 凡そ次のようである。 (この数字には、 国史である『続日本紀』の記載文字数が如何ほどであるかを精 個々人の記載干支文字数は入っていない

国史大系本 『続日本紀』に依る藤原朝臣廣嗣の謀反・反乱に関する記載所用文字数は、 左記の通りである。

天平十二年八月二十九日条

37 字

九月五

一日条

30 字

九月四日条

32 字

九月三日条

71 字

九月十五日条

57 字

九月十一日条

21 字

6

改めて喋々する迄もなく大宰府は、 十月五日条 九月二十 十月九日条 九月二十九日条 九月二十 九月二十 拞 应 一日条 日 日 条 条 196 字 432 字 122 209 49 19 字 字 字 字 令制上の対外および西海道(九州)の総督府で、 合計 1275 字

ってい あった。 帰化人の接待、 この天平十四年(七四一)一月五日から廃止になっていた大宰府が復活したのは、 た。 この時、 海 外從五位下の大伴宿禰 辺防備などを任務とした。こうした政庁が藤原朝 三中 は 從五位上の多治比眞人牛養と倶に大宰少貳に任ぜられた。 臣廣嗣の謀反や反乱で 天平十七年(七四五)六月五日からで 従 前 0 役割を果 小し得

大宰府廃止 天平14年1月5日 (742)筑前国司 に付託する 鎭西府設置 天平15年12月26日 (743)大宰府復活 天平17年6月5日 (745)

とを簡略して示すと左記のようになる。

なくな

以上のこ

九 州 諸

国

0 行

政管理、

外国

使節 B

時に危篤状態に陥る疾者、皮膚に豆粒大の膿をもつ出来物が生ずる愈、その傷が治るに従い、 初めて天皇に拝謁の栄を賜った。この大伴三中以外の人々をも含めて天皇に拝謁する栄誉に与ったのは、(聖武) 閲歴 出来る⑩抔と称される病患者が可成り多く存在していたのではないかと考量されるのである。 で、然も最後の事であったであろうと考量されるのである。 を回顧 してみるに、 これより五年前の天平九年三月二十八日に、 此処に記されている四〇名の中には、 新羅からの帰還者中の幾たりかの 其の傷の上に亦、 此れ 身体がぐったりして、 は 『續日本紀』天 人々と共に これが最初 傷が

尙

此度の天平十七年

(七四五)六月五日の大宰府復活に伴ない、その少貳に任用された大伴宿禰三中

ける最終所見条であり、 から従五位下へ昇叙され、 貳に任用され、 大伴三中 而して、 その後、 その後に就いては、 その翌天平十八年(七四六)四月十一日に長門守に任官され、 既述のように天平十七年(七四五)六月五日の大宰府復活に伴ない約三年五ヶ月振りに大宰少 その翌天平十九年(七四七)三月十日に刑部大判事に登庸された。 他余の諸文献にも記載は見られない。 更にその十一日後に外従五位下 これが 『続日本紀』

平九年六月一日条に

「廢朝以,,百官官人患,、疫也。」と在る事からも十分に推量される攸である。

可 嗣の謀反・ 通念からすれば、 '成り長期に渡って重なってしまったことがある。 斯くして大伴宿禰 反逆事件に依って、 その最 三中の、 も活 生涯の一端に就いて触れ、 動 従来からの、 活躍が望まれる時期に、 西海道治政の府としての機能を殆ど発揮し得なくなってしまった時期と、 それに大伴三中自身の体調が、 そこから彼此想いを致してみると、 彼本来の職掌柄と密接に関わる政庁大宰府が、 必ずしも満足しうるような状態で 極く通常の思考ないしは 藤 原朝臣廣

善く努めてきた上睍られるのである。 斬策なことを皮比思ハ合わせてみると、 本稿の、ハわば拷頭部から弥切れ弥切 はなかった。そうした悪条件の中にあったにも拘らず、大宰府復活後も、従前同様に治政下の人々の期待に添うよう、

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(A) 順事 次例							
天平九年	天平九年	天平九年	天平九年	天平九年	(B) 薨卒年次	階の	宇太	註〈1〉新日	を観ずるのである。	との縁を、ご	れに登場する	善く努めて
六月廿三日	六月十八日	六月十一日	六月十日	四月十七日	(C) 薨卒日時	のままであったことによるか。	宇太麻呂より位階が下	〈1〉新日本古典文学大系	である。	殊の外、重んど	る大伴三中のタ	きたと観られる
多治比眞人縣守	長田王	小野朝臣老	大宅朝臣大國	藤原朝臣房前	(D) 姓 名		なのは、	八『続日本紀』二 (本条)		重んじてきたことが知られるのであり、	に登場する大伴三中の経歴・事績を総合的に想い	るのである。斯様な
中納言	散位	大宰大貳	散位	參議民部卿	E)附帯官職	三月壬寅条では正六位上。	宇太麻呂が帰朝により昇叙にあずかったための追記で、	余)(天平九年正月辛丑(二十六日条)の註(1)に、			に想い併せて考えみると、	善く努めてきたと観られるのである。斯様なことを彼此思い合わせてみると、本稿の、
正三位	正四位下	從四位下	從四位下	正三位	(F) 官附 位帯		9かったための	(二十六日条)		した彼の生	ると、彼は単に俗務一	りせてみると
				家固辭不」受。 送以二大臣葬儀」。	(G)事迹、閱歷		追記で、三中は入京前である	の註(1)に、位階が従六位下		斯うした彼の生き様を想うと、転た	に俗務一辺倒に偏ることな	本稿の、いわば劈頭部か
也。 左大臣正二位嶋之子				比等之第二子也。 以第二子也。 以第二子也。	田家系出自		であるので派遣時の位	六位下で、大判官壬生		転た感慨に堪えないもの	となく、有縁の人々	頭部から跡切れ跡切

(6)

天平九年

七月五日

大野王

散位

從四位下

(14) (13) (2	12) (11)	(10)	(9)	(8)	(7)
天平十十十年年	天 天 平 九 年	天平九年	天 平 九 年	天平九年	天平九年
十月三十日	八八月五日日	八月一日	七 月 廿 五 日	七月十七日	七月十三日
紀朝臣男人	水主为親王藤原朝臣宇合	橘宿禰佐爲	藤原朝臣武智麻呂	百濟王郎虞	藤原朝臣麻呂
大宰大貳	參議式部卿兼大宰帥	中宮大夫兼右兵衛率	占	散位	參議兵部卿
正從三位下位下	郎 正品 立位	率 正四位下		從四位下	從三位
			对遗, 左大辨從三位 村上, 一。就, 右大臣第一 。就, 右大臣第一 。就, 右大臣第一 世, 。即日薨。遣, 從四 位下中臣朝臣名代等, 位下中臣朝臣名代等, 官給。武智麻呂贈太 官給。武智麻呂贈太 文、臣不比等之第一。 文、臣不比等之第一。		
	天智天皇之皇女也。 第三子也。 贈太政大臣不比等之		第一字。 学。 中 也。 一子也。 一子也。 一子也。		第四子也。贈太政大臣不比等之

(28)		(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
天平十八年 正月二十七日		天平十七年 九月十九日	天平十七年 九月四日	天平十七年 八月二十七日	天平十七年 七月二十三日	天平十七年 四月二十八日	天平十七年 四月二十三日	天平十七年 四月七日	天平十四年 十二月十九日	天平十四年 十一月二日	天平十四年 十月十四日	天平十三年 三月二十八日	天平十一年 十月五日	天平十一年 四月七日
牟漏女王		中臣朝臣名代	鈴鹿王	山形女王	大宅朝臣諸姉	春日王	大原眞人門部	三室王	大原眞人高安	大野朝臣東人	縣犬養宿禰石次	長谷部内親王	小野朝臣牛養	多治比眞人廣成
		散位	知太政官事兼式部卿		典侍	散位	大藏卿	散位		參議	參議左京大夫			中納言
正三位		從四位下	從二位	正三位	從四位上	正四位下	從四位上	從四位下	正四位下	從三位	從四位下	之皇女也。 天武天皇	從四位下	從三位
孫。從四位下美努王	贈從二位栗隈王之		高市皇子之子也。	也。						廣肆果安之子也。飛鳥朝廷糺職大夫直				五子也。 左大臣正二位嶋之第

之女也。

(30)	(29)
) (30)	- (

 天平十九年 六月四日
 藤原夫人

 天平十九年 六月四日
 藤原夫人

長門國守

正 三 位 從四位下

從四位下

之女也。 定女也。